

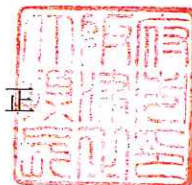
## 一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 高槻市紺屋町3番1-326号  
氏 名 都市クリエイト株式会社  
代表取締役 前田 晋二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業を次のとおり許可する。

平成29年4月1日

摂津市長 森 山 一 正



- 1 取扱廃棄物の種別 特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器廃棄物（一般廃棄物）
- 2 事業の範囲 指定引取場所での荷降ろしに限定する
- 3 許可期限 平成29年 4月 1日から  
平成31年 3月31日まで

**複写無効**